

県営住宅入居者募集案内

令和 7 年度



香 川 県

香川県営住宅指定管理者

この募集案内をよく読んでお申し込みください。

県営住宅は、香川県が管理する賃貸住宅です。公営住宅法、香川県営住宅条例等により、守らなければならないルールや行わなければならない手続きがあります。

- 1 入居するときに、連帯保証人が1名必要です。
ただし、本人の努力にもかかわらず、連帯保証人を準備出来ない場合で社会福祉協議会等の福祉サービスを利用中の方など、一定の要件を満たす方については、連帯保証人を免除できる場合がありますので、ご相談ください。
- 2 敷金として、入居するときに家賃3か月分を納付していただきます。
- 3 県営住宅は必要最低限の補修のみを行っております。内装についての変色、色あせ、汚れ、キズ等の補修は行いません。
- 4 県営住宅では、犬、猫、鶏その他ペットを飼うことはできません。（身体障害者補助犬を除く）
- 5 県営住宅を、事務所や塾など住宅以外の用途に使用することはできません。また、住宅宿泊事業（いわゆる民泊）を行うこともできません。
- 6 県営住宅には、生活習慣の違う方が住んでいます。ある程度の生活音は避けられませんが、周囲とのトラブルを避けるために、特に、深夜や早朝はお互いに気を付けてください。
なお、入居者間の個人的なトラブルについては、県や指定管理者は関与しません。
- 7 入居後は、団地自治会等に参加し、活動に参加してください。
家賃以外に、入居の方々が共同で使用するもの、団地の維持管理に要する費用を別途、自治会等にお支払いください。
- 8 県営住宅の住宅使用料（家賃）等のお支払いは、金融機関（ゆうちょ銀行、三菱UFJ銀行、あおぞら銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友信託銀行を除く）での口座振替をお願いします。
- 9 一般県営住宅等にお住まいの方は、毎年6月にお送りする収入申告書を必ず提出してください。
収入申告書の提出がない場合は、民間賃貸住宅と同程度の家賃をお支払いいただくことになります。
- 10 家賃の支払いが滞った場合は、住宅の明渡請求をすることがあります。
- 11 出産や転出など同居する方に異動があった場合、また、連帯保証人に変更があった場合には、届出が必要です。住宅外から新たに親族の方が同居する場合には、同居の承認が必要となります。
- 12 住宅を退去するときには、明け渡そうとする日の10日前までに届け出て、検査を受けていただくようになります。また、原状回復をしていただきます。
- 13 県営駐車場が確保されている団地とされていない団地があります。県営駐車場を使用する場合には、許可が必要となります。また、無断駐車や路上駐車はしないでください。
- 14 県営住宅の家賃などが、これまで未払いとなっている方は申し込みできません。
- 15 入居後は、万一に備えて、家財等の火災保険の加入をお勧めします。

目 次

1 受付	
①受付	3
②申込方法	3
③県営住宅一覧表	4
④県営住宅団地住戸附帯設備一覧表	5
2 申込みから入居まで	
①申込みから入居仮決定まで	7
②入居仮決定から入居まで	9
3 申込資格	
①申込みの資格	10
②申込みができない方	10
③単身で申込みできる方	11
④裁量階層	11
⑤収入の計算方法	12
⑥申込みできる所得基準の早見表	12
⑦所得金額から差し引く各種控除	13
4 県営駐車場の使用を希望される方	15
5 登録入居	
①登録入居の申込資格	16
②登録入居の申込方法	17
③登録入居における注意事項	17
④登録入居における優先順	17
6 仮当選後の入居資格本審査に必要な書類	18
7 注意事項	19
県営住宅入居申込整理票の記入例	20
様式	
・ 県営住宅入居申込整理票	21
・ 県営住宅入居許可申請書	23
・ 県営住宅の留意事項について	24
・ 香川県営住宅連帯保証人確認書	25
・ 証明願(市町保管用)	27
・ 証明願(本人交付用)	28
・ 給与明細書	29
・ 母子世帯証明書	30
・ 登録入居申込書	31
・ 個人番号届出書	32
・ 同意書	33

1 受付

①受付（一般県営住宅、準特定優良賃貸住宅）

申込受付	年 4 回	令和7年度は6・9・12・3月
	申 込 方 法	申込みに必要な書類を郵送してください。
	申 込 期 間	上記の月の1日からおおむね10日間 申込期間最終日の翌日以降の消印のものは受付できません。 申込期間最終日に投函される場合、時間帯により翌日消印となる場合がありますので特にご注意ください。
	受 付 場 所	高松市番町四丁目1番10号 県庁東館7階 香川県営住宅管理センター ダイヤルイン (087) 832-3587・3588
	抽 選 日	受付月の下旬
	再 募 集	申込みのなかった住戸について、抽選日より約3日後からおおむね3日間、先着順に受け付けます。本人、同居予定者または委任状をもった代理人が、香川県営住宅管理センターで直接お申込みください。郵送での受付はしません。
	入居予定日	受付月の翌々月の1日から

＊県営住宅募集団地一覧は、申込期間初日の10日前ぐらいから香川県営住宅管理センター又は香川県ホームページで閲覧できます。

②申込方法

所定の封筒（この冊子に挟み込んでいます。）に、

- ・県営住宅入居申込整理票（21 ページ）
- ・抽選番号通知用はがき（この冊子の最後） ※85 円切手貼付
- ・抽選結果通知用はがき（この冊子の最後） ※85 円切手貼付

を入れて県営住宅指定管理者宛てに原則郵送してください。

- 1 申込みは、1 世帯 1 戸のみ申込みことができます。2 戸以上申込みと全ての申込みが無効となります。申込み後は、原則として申込住宅を変更することはできません。
- 2 県営住宅入居申込整理票（抽選番号通知用、抽選結果通知用郵便はがきを含む）の「住所」「氏名」欄は、確実に郵便が届くように記入してください。郵便が届かなければ、本審査を受けることができず、失格になる場合があります。また、「電話番号」欄も必ず連絡のとれる電話番号を記入してください。平日午前9時から午後5時までの間に連絡がとれなければ、失格になります。

＊ 住民票などの「仮当選後の入居資格本審査に必要な書類」（18 ページ参照）は、抽選後、入居資格本審査日において入居予定者に提出していただく書類となりますので、申込みの段階では必要ありません。

常時、申込みを受付している住戸もありますので、詳しくは、香川県営住宅管理センター（087-832-3587）までお問い合わせ下さい。

③ 県 営 住 宅 一 覧 表

令和7年4月1日現在

団 地 名		郵便番号	所 在 地	一 般 県営住宅	準特定優良 賃貸住宅	特 別 県営住宅	特定公共 賃貸住宅	合計	県 営 駐車場	備考
志 度		769-2101	さぬき市志度4150	166	1		17	184	有	
牟 礼		761-0121	高松市牟礼町牟礼140	439				439		190戸
屋 島 東		761-0104	〃 高松町2171-7	100				100	有	
屋 島	1棟～2棟	〃	〃 高松町2585	108				108		108戸
	3棟～8棟	〃	〃 高松町1-1							
屋島西	1棟～8棟	761-0113	〃 屋島西町2312	680				680	有	
	9棟～14棟	〃	〃 屋島西町2311							
	15棟～19棟	〃	〃 屋島西町2314							
	20棟～27棟	〃	〃 屋島西町2316-1							
	28棟～29棟	〃	〃 屋島西町2310-4							
高 松 元 山		761-0311	〃 元山町1029	239		1		240	有	
松 島		760-0068	〃 松島町8-1	108				108		108戸
木太コーポラス		760-0080	〃 木太町1963-1			195		195		195戸
木 太 川 西		〃	〃 木太町1856-4	195				195		
札 場		〃	〃 木太町1936-1	23				23		
香 川		761-1701	〃 香川町大野2200	418				418		58戸
一 宮	1棟～4棟	761-8084	〃 一宮町1989	377				377		45戸
	その他	761-8085	〃 寺井町1328							
太 田		761-8074	〃 太田上町857	134				134		
上 天 神		761-8056	〃 上天神町525-3	8				8		8戸
勅 使		761-8058	〃 勅使町1345	12				12		12戸
西 春 日		761-8051	〃 西春日町1407	824				824		30戸
天 神 前		760-0006	〃 亀岡町1-59	24				24		24戸
昭 和		760-0013	〃 扇町2丁目8-15	24				24		24戸
植 松		761-8005	〃 植松町274	240				240		18戸
国 分 寺		769-0105	〃 国分寺町柏原41	336				336		
坂 出 府 中		762-0024	坂出市府中町5001-9	98	14		10	122	有	
宇 多 津		769-0212	綾歌郡宇多津町231	340				340		46戸
新 宇 多 津		769-0207	〃 宇多津町浜7番丁94-1	90				90		
飯 山		762-0081	丸亀市飯山町東坂元1501	99				99		99戸
丸 亀 安 達		763-0082	〃 土器町東8丁目528	126				126		
丸 亀 城 東		763-0013	〃 城東町3-5	36				36		36戸
丸 亀 塩 屋		763-0065	〃 塩屋町5丁目11-6～21	15				15	有	
善 通 寺		765-0053	善通寺市生野町2882	42	12		6	60	有	
多度津	1棟～2棟	764-0013	仲多度郡多度津町京町7-42	101				101	有	
	3棟～4棟	〃	〃 京町10-23							
常 磐		768-0013	観音寺市村黒町230-1	238				238	有	40戸
直 島		761-3110	香川郡直島町4143-12				24	24		
合 計				5,640	27	196	57	5,920		

（注1）備考欄は、老朽化等により、新規の募集を停止している戸数を示しています。

（注2）県営駐車場は、1戸につき1区画の使用を許可します。2区画以上の使用は原則できません。

（注3）直島団地の入居等については、直島町役場建設経済課（電話(087)892-2224）へお問い合わせください。

④ 県営住宅団地住戸附帯設備一覧表

令和7年4月1日現在

団地名	棟番号	階数	間取り	給湯器	トイレ	排水処理の方法	ガスの種類	エントリ	網戸	備考
志度	1	7	2DK・3DK	ガス給湯器3箇所給湯	水洗・洋式	公共下水	集合プロパン	○		
	2	8	2DK・3DK	〃	〃	〃	〃	○		
	3・5	3	3DK	〃	〃	〃	〃			
	4	3	3LDK	〃	〃	〃	〃			特定公共賃貸住宅(4・305は準特定優良賃貸住宅)
	6・7	3	3DK	〃	〃	〃	〃			6・103・104は身体障害者世帯向け
牟礼	1	5	3DK・3LDK	バランス釜	水洗・洋式	公共下水	集合プロパン			
	2	5	2DK・3DK	〃	〃	〃	〃			
	3・5・7・9	5	3DK	〃	〃	〃	〃			
	26	5	3DK・3LDK	バランス釜	水洗・洋式	公共下水	集合プロパン	○		※ガス給湯器3箇所給湯(県設置) (105・301・302・305・401・403・405・501・504・506)
	M15	6	1DK・2K・3DK	ガス給湯器3箇所給湯	〃	〃	〃	○	○	
	M16	6	2DK・3DK	〃	〃	〃	〃	○	○	M16・101～104身体障害者世帯向け
屋島東	1～4	5	3DK	バランス釜	水洗・洋式	公共下水	集合プロパン			
屋島西	1	4	3DK・3LDK・4DK	バランス釜	水洗・洋式	公共下水	天然ガス			
	2～6・9・11～27	4	3DK	〃	〃	〃	〃			
	7	4	2DK・3DK	バランス釜 又は※備考のとおり	〃	〃	〃			※身体障害者世帯向け(103・104・105) 高齢者世帯向け(101・102・201～205) ガス給湯器3箇所給湯(県設置)
	8	4	2DK・3DK	バランス釜 又は※備考のとおり	〃	〃	〃			※身体障害者世帯向け(101～103) 高齢者世帯向け(104・105・201～205) ガス給湯器3箇所給湯(県設置)
	10	4	3LDK	バランス釜	〃	〃	〃			
	28・29	4	3DK	〃	〃	〃	〃			
高松元山	1～8	5	2DK・3DK	ガス給湯器3箇所給湯	水洗・洋式	公共下水	集合プロパン			
	9	6	2DK・3DK	ガス給湯器3箇所給湯 又は※備考のとおり	〃	〃	〃	○		※高齢者世帯付住宅 (102.103.202.203.302.303.402.403.502.503.602.603) は電気温水器3箇所給湯(県設置)
	10	8	2DK・3DK	ガス給湯器3箇所給湯 又は※備考のとおり	〃	〃	〃	○		※高齢者世帯付住宅 (102.103.202.203.302.303.402.403.502.503.602.603.702.703.802.803) は電気温水器3箇所給湯(県設置)
	LSA	1	3LDK	ガス給湯器3箇所給湯	〃	〃	〃		○	
木太川西	1～3	5	1LDK・2DK・2UDK・3DK	ガス給湯器3箇所給湯	水洗・洋式	公共下水	天然ガス	○		
	4～6	5	2DK	バランス釜	〃	〃	〃			
札場		5	3K	ガス給湯器3箇所給湯	水洗・洋式	公共下水	天然ガス		○	
香川	1・3～7・11・12・14・19	3	3DK・3LDK	バランス釜 又は※備考のとおり	水洗・洋式	公共下水	集合プロパン			※ガス給湯器3箇所給湯(県設置) 身体障害者世帯向け・3LDK 5・101・14・102・103
	2・8～10・13・15～18	4	3DK・3LDK	バランス釜	〃	〃	〃			
	20・21	4	3DK	バランス釜 又は※備考のとおり	〃	〃	〃			※電気温水器付き3箇所給湯(県設置) 身体障害者世帯向け・20・102
	P10	4	3DK	バランス釜	〃	〃	〃			
一宮	1・2	3	3DK	バランス釜	水洗・洋式	公共下水	集合プロパン			
	3～21	3	3DK	バランス釜 又は※備考のとおり	〃	〃	〃			※電気温水器3箇所給湯(県設置) 7・102・103・202・203 8・101～106・201～206 10・101～107・201～207 11・2102・2103・2202・2203 12・2102～2105・2202～2205 14・101・102・201・202 15・107・108・207・208 16・101・102・201・202 18・102・103・105・106・108・109・202・203・205・206・208・209 19・108・109・208・209 20・101～106・201～206
太田	1～3	5	3DK	バランス釜	水洗・洋式	公共下水	天然ガス			
	4	3	2DK	〃	〃	〃	〃			

(注1) 3箇所給湯は、台所、洗面所及び浴室です。

(注2) 県設置の網戸の網は、入居者貼替。

団地名	棟番号	階数	間取り	給湯器	トイレ	排水処理の方法	ガスの種類	エントリ	網戸	備 考
西春日	1	5	2DK	ガス給湯器3箇所給湯	水洗・洋式	公共下水	天然ガス	○		高齢者世帯向け
	2・29	3	3DK	バランス釜	〃	〃	〃			
	3～11・13～18 23・25～28	5	3DK	〃	〃	〃	〃			3棟1階に西春日保育所
	19・21	5	2DK・3DK	バランス釜 又は※備考のとおり	〃	〃	〃			※19-N101・N102・N103・N105はガス給湯器3箇所給湯(県設置) 身体障害者世帯向け(19-N102・N103) 19-N101・N105は流し台と風呂が車椅子対応でない
	20・22	5	3DK・3LDK	バランス釜	〃	〃	〃			
	24	5	2LDK・3DK	バランス釜 又は※備考のとおり	〃	〃	〃			※24棟1階はガス給湯器3箇所給湯(県設置) 身体障害者世帯向け住宅(101・102・103・104)
植松	1～4・6～9 13・14・16～21	3	2LDK	バランス釜	水洗・洋式	合併処理	集合プロパン			
	5・10～12	4	2LDK	〃	〃	〃	〃			
国分寺	1・3・5・10・11 ・15・16・18	4	3DK	ガス給湯器3箇所 給湯及びバランス釜※	水洗・洋式	公共下水	集合プロパン			※給湯設備については香川県営住宅管理センターへ お問合せください
	2・4・6・7・8・9 ・12～14・17 ・19～24	3	3DK	〃	〃	〃	〃			〃
	25	6	1DK・2DK ・3DK	ガス給湯器3箇所給湯	〃	〃	〃	○	○	身体障害者世帯向け(101・102・103・104・105・106・107・108)
	26	6	1DK・2DK ・3DK	〃	〃	〃	〃	○	○	身体障害者世帯向け(101・102・103・104・105・106・107・108)
坂出府中	1	9	2DK・3DK	ガス給湯器3箇所給湯	水洗(中水道) ・洋式	合併処理	集合プロパン	○		
	2	3	3DK	〃	〃	〃	〃			
	3・4	3	3DK	〃	〃	〃	〃			特定公共賃貸住宅(3-101・103・104・201・203・204・303 ・304・305 4-101・102・201・202・302 は準特定優良賃貸住宅)
宇多津	1	3	3DK	バランス釜	水洗・洋式	公共下水	集合プロパン			
	5・8・27～30	4	3DK	〃	〃	〃	〃			
	6	4	3DK	バランス釜 又は※備考のとおり	〃	〃	〃			※高齢者世帯向け(101～106) ガス給湯器3箇所給湯(県設置)
	7・9・10	4	1LDK・3DK	バランス釜 又は※備考のとおり	〃	〃	〃	○		※身体障害者世帯向け(7-101・103・104) ガス給湯器3箇所給湯(県設置)
	3・4	4	2LDK	バランス釜	〃	〃	〃			
	39・40	2	3DK	〃	〃	〃	〃			
新宇多津		9	3DK	バランス釜	水洗・洋式	公共下水	天然ガス	○		
丸亀安達	1	7	3DK	ガス給湯器3箇所給湯	水洗・洋式	公共下水	天然ガス	○		
	2	7	3DK	〃	〃	〃	〃	○		
丸亀塩屋	1～8	2	4DK	ガス給湯器 (浴室のみ給湯)	水洗・洋式	公共下水	天然ガス			※太陽風呂(県設置)
善通寺	1	7	2DK・3DK	ガス給湯器3箇所給湯	水洗・洋式	合併処理	天然ガス	○	○	
	2・3	3	3DK	〃	〃	〃	〃	○		特定公共賃貸住宅(2-102・103・104・202・203・204・301 ・303・304・3-201・301・302は準特定優良賃貸住宅)
多度津	1	8	3DK	ガス給湯器3箇所給湯	水洗・洋式	公共下水	天然ガス	○		
	2・4	4	3DK・4DK	〃	〃	〃	〃			
	3	4	2DK・3DK	〃	〃	〃	〃			
常磐	9～11 ・13～17	4	3DK	バランス釜 又は※備考のとおり	水洗・洋式	合併処理	集合プロパン			※ガス給湯器3箇所給湯(県設置) 身体障害者世帯向け・2DK(17-102・103・104)
	12	4	3DK	バランス釜	〃	〃	〃	○		

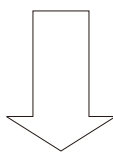
(注1) 3箇所給湯は、台所、洗面所及び浴室です。
(注2) 県設置の網戸の網は、入居者貼替。

2 申込みから入居まで

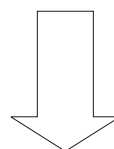
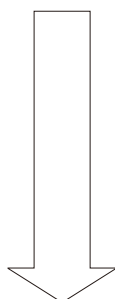
①申込みから入居仮決定まで

申 込 み
*「県営住宅入居申込整理票」(21 ページ)及び「抽選番号通知用・抽選結果通知用郵便はがき」(最終ページ)を香川県営住宅管理センターへ郵送してください。 *申込みができる住宅は、1世帯につき1戸のみです。 *募集月の申込期間最終日の翌日以降の消印は無効となります。 *申込書類提出後は、原則として申込住宅(希望する県営住宅)を変更することはできません。

※登録待機中に、一般公募に申込みをした場合、登録は抹消します。

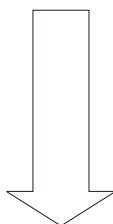


申込受付 (入居資格仮審査)
*郵送された入居申込整理票によって入居資格の仮審査(収入基準を除く。)を行い、入居資格がないと判断された場合は、この時点で失格となります。 (正式な入居資格審査は、抽選会終了後に指定した日時に改めて行います。)



失 格 (電話連絡いたします。)

郵送 抽選番号の通知
*抽選日の前日までに届くように通知します。 *申込期間最終日に申し込まれた場合、抽選番号の通知が抽選日以降になる場合もありますが、抽選の当落には影響しません。

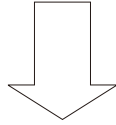


抽 選 会（公開）

*抽選会への出欠は、抽選に影響しません。欠席されても結構です。

*抽選結果をはがきで通知します。

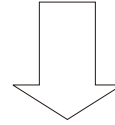
*電話によるお問合せは次の番号までお願いします。087-832-3587 香川県営住宅管理センター



入居予定者、入居補欠者決定

郵送 仮当選及び補欠順位の決定通知

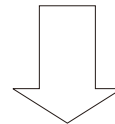
郵送 入居資格本審査の通知



落選者

郵送 落選通知

再 募 集

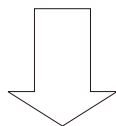


入居資格本審査

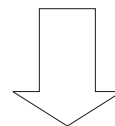
*指定した日時、場所に必要な書類（18ページ参照）を持参していただき、資格審査を受けていただきます。

*入居資格本審査に必要な書類を提出されない方、連絡の取れない方及び入居資格本審査によって収入基準、同居親族、住宅の困窮等入居基準に該当しない方は、失格となります。

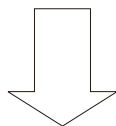
*補欠の方は、当選者が入居を辞退された場合などに、はじめて入居資格が発生します。なお、入居資格が発生した方には連絡します。



合 格



失 格

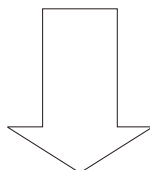


入居仮決定

②入居仮決定から入居まで

入居説明会の通知

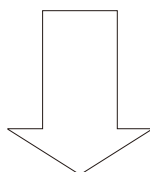
*入居仮決定時に入居説明会の日時をお知らせします。



入居説明会

*入居の手続と入居後の注意事項などを説明しますので、入居予定者の方が必ず出席してください。

*入居予定日の約 10 日前に行います。

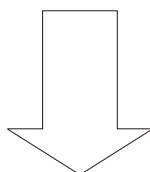


入居手続

*入居手続には、原則として、請書（申込者本人及び連帯保証人 1 名の署名・押印したもの）、申込者本人及び連帯保証人の印鑑証明書各 1 通、及び敷金（入居時家賃の 3 か月分）が必要です。

*請書の提出・敷金の納付など事務手続終了後、住戸の「カギ」をお渡しします。

※連帯保証人になれる方には、所定の要件があります。詳しくは、19 ページ 7①(3)を参照してください。



入 居

*入居指定日から 10 日以内に入居してください。

3 申込資格

① 申込みの資格

県営住宅に申し込まれる方は、次の(1)～(5)の全ての条件を満たしていることが必要です。

- (1) 申込者が成人（婚姻した未成年者を含む。）であること。
- (2) 現に同居し、または同居しようとする親族（以下「同居親族」という。）がいること。
ただし、11 ページ③に該当する方は、単身でも申込みできます。
夫婦（婚約者及び内縁関係にある方を含む。）または親子を主体とした家族であること。
家族を不自然に分離または集合して申し込むことはできません。
婚約で申込み後、抽選で仮当選した場合、入居指定日から2か月以内に入籍する誓約書が必要となります。
- (3) 世帯の収入（月収額）が所定の基準に該当すること。
一般県営住宅・準特定優良賃貸住宅…15万8千円以下
ただし、11 ページ④に該当する方（裁量階層）は、21万4千円以下
特定公共賃貸住宅・みなし特定公共賃貸住宅…15万8千円以上48万7千円以下
収入の計算方法は、12 ページ⑤を参照してください。
- (4) 住宅を必要としている方であること。
一般県営住宅・準特定優良賃貸住宅については、住宅に困窮している方であること。
次のような方が該当します。
例) ○他の世帯との同居により著しく生活上の不便をきたしている。
○同居を必然とする親族（夫婦及び未成年の子）と別居している。
○収入と比べて著しく高額な家賃を払っている。
○家主などから正当な理由により立ち退き要求を受けているが立ち退き先がない。
- (5) 下記②に該当しないこと。

② 申込みができない方

次の方については、申込みができません。

- (1) 現に申込者または同居親族の名義の持家を所有している方
- (2) 現に県内の公営住宅等に住んでいる方
- (3) 申込者または同居親族が県営住宅の家賃・駐車場使用料・退去修繕費・損害賠償金・延滞金を滞納している方（全額納入しない限り、申込みできません）
- (4) 申込者または同居親族が県営住宅の家賃・駐車場使用料・退去修繕費・損害賠償金・延滞金を滞納している方と、その未払となっている期間に配偶者として同居していた事実がある方
- (5) 県税を滞納している方（全額納入しない限り、申込みできません）
- (6) 家族を不自然に分離または集合した方。夫婦（離婚調停中で、離婚が成立していない方を含む）が別居する申込みはできません（配偶者からの暴力被害者等を除く）
- (7) 申込者または同居親族が暴力団員の方

③ 単身で申込みできる方

次の方は、単身で申し込むことができます。ただし、単身入居できる住宅は、住戸専用面積に制限があります。

単身入居する方（県外の方を含む。）は、面接が必要です。本審査の書類提出は、申込者本人が必ず香川県営住宅管理センターまでお越しください。

- (1) 30 歳以上の方（59 歳以下の者にあつては、特に住居に困窮している者として知事が認めるものに限る。）
- (2) 身体障害者 1～4 級、精神障害者 1～3 級またはこれに相当する程度の知的障害者の方
- (3) 戦傷病者特別援護法に定める戦傷病者で、その障害の程度が特別項症～第 6 項症・第 1 款症である方
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により医療給付に関する厚生労働大臣の認定を受けている方
- (5) 生活保護を受けている方、または生活保護を受けている方に準ずる程度に困窮している者として知事が認める者に限る
- (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない方
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律に定めるハンセン病療養所入所者等の方
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に定める被害者で、同法による一時保護もしくは保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない方または同法による保護命令の申立てを行った方で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していない方
- (9) 配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書の交付を受けている方
- (10) 県営住宅への入居に関する配偶者暴力被害申出受理確認書の交付を受けている方
- (11) 犯罪被害者等基本法に定める犯罪被害者等で、同法による犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となった方
- (12) 香川おもいやりネットワーク事業に参画している法人から居住の安定を図る必要がある者に対する支援として知事が認める支援を受けている方

④ 裁量階層

次の方（裁量階層）は、収入基準を 21 万 4 千円以下とします。（収入の計算方法は、12 ページ⑤を参照してください。）

- (1) 申込者が 60 歳以上の方であり、かつ、同居者のいずれもが 60 歳以上の方または 18 歳未満の方である世帯
- (2) 身体障害者 1～4 級、精神障害者 1～3 級またはこれに相当する程度の知的障害者の方がいる世帯
- (3) 戦傷病者特別援護法に定める戦傷病者で、その障害の程度が特別項症～第 6 項症・第 1 款症である方がいる世帯
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により医療給付に関する厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
- (5) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない方がいる世帯
- (6) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律に定めるハンセン病療養所入所者等の方がいる世帯
- (7) 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者が属する世帯

⑤ 収入の計算方法

県営住宅の申込みには、収入（月収額）が一定の基準内であることが必要です。次の計算方法により、収入が基準内かどうかを確かめてください。

(1) 申込者の世帯全員の年間総所得金額を対象とします。

年間総所得金額は、当年度の課税・所得証明書、市町民税・県民税の特別徴収税額通知書または前年分の源泉徴収票で確認することができます。（14 ページ参照）

次のような場合は、所得を合算して計算してください。

- ・申込世帯の中で2人以上に収入があるときは、収入のある方全員の年間総所得金額を個別に算出したものを合算します。
- ・1人で2種類以上の収入を得ているときは、年間総所得金額を個別に算出したものを合算します。
- ・1人で同じ種類の収入を2か所以上から得ているときは、まず総支給額を合算してから、年間総所得金額を出します。

(2) 年間総所得金額から、13ページ⑦の各種控除額を差し引いたものを、12で割り、月収額を計算します。

$$\left(\text{年間総所得金額} - \text{各種控除} \right) \div 12 = \text{世帯の月収額} \Rightarrow \text{この金額を下の表にあてはめてください。}$$

世帯の月収額	申込みできる住宅
15 万 8 千円以下	一般県営住宅、準特定優良賃貸住宅
21 万 4 千円以下	一般県営住宅、準特定優良賃貸住宅（裁量階層※）
15 万 8 千円以上 48 万 7 千円以下	特定公共賃貸住宅、みなし特定公共賃貸住宅

※裁量階層についての説明は、11 ページ④を参照してください。

⑥ 申込みできる所得基準の早見表（年間所得金額）

（注）控除額が同居親族のみで、その他の控除がない場合です。

所得者が2人以上いる場合は全員の所得を合算して当てはめてください。

（単位：円）

区 分		申 込 者 を 含 む 世 帯 員 の 数					
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
一 準 般 特 県 優 営 賃	原則階層	1, 896, 000以下	2, 276, 000以下	2, 656, 000以下	3, 036, 000以下	3, 416, 000以下	3, 796, 000以下
	裁量階層	2, 568, 000以下	2, 948, 000以下	3, 328, 000以下	3, 708, 000以下	4, 088, 000以下	4, 468, 000以下
特 別 県 営 (木太コーポラス)		5, 844, 000以下	6, 224, 000以下	6, 604, 000以下	6, 984, 000以下	7, 364, 000以下	7, 744, 000以下
特 定 公 共 賃 貸 みなし特定公共賃貸住宅			2, 276, 000以上 6, 224, 000以下	2, 656, 000以上 6, 604, 000以下	3, 036, 000以上 6, 984, 000以下	3, 416, 000以上 7, 364, 000以下	3, 796, 000以上 7, 744, 000以下

⑦ 所得金額から差し引く各種控除

控 除 名	控 除 対 象 者	控 除 額
基礎控除振替額	申込者又は同居者の方で給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方	1 人につき 10 万円 (その方の給与所得又は公的年金等に係る雑所得の合計額が 10 万円未満の場合はその合計額)
同居者控除	申込世帯のうち申込者以外の方	1 人につき 38 万円
別居の扶養控除	同居者以外の方で、所得税法上の扶養控除の対象として認められている親族	
寡婦控除 (ひとり親控除に該当する方は含まれません。)	夫と離婚したのち婚姻していない方であって、扶養親族を有する方のうち、合計所得額が 500 万円以下の方 (事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合は除きます。)	1 人につき 27 万円 (その方の所得から基礎控除振替額を控除した残額が 27 万円未満の場合はその残額)
	夫と死別した後婚姻していない方 (夫の生死が不明の方を含む。) のうち、合計所得金額が 500 万円以下の方 (事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合は除きます。)	
ひとり親控除	現に婚姻していない方 (配偶者の生死が不明の方を含む。) であって、生計を一にする子があり、かつ、合計所得額が 500 万円以下の方 (事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合は除きます。)	1 人につき 35 万円 (その方の所得から基礎控除振替額を控除した残額が 35 万円未満の場合はその残額)
障害者控除 (特別障害者控除)	申込者又は一般控除対象者の中で障害者があり、手帳などを交付されている方 (身障者手帳 1・2 級、戦傷病者手帳特別項症～第 3 項症、療育手帳 ㉔・A、精神障害者福祉手帳 1 級等)	1 人につき 27 万円 (1 人につき 40 万円)
老人控除対象 配偶者控除	所得税法上の同一生計配偶者のうち、年齢 70 歳以上の方	1 人につき 10 万円
老人扶養親族控除	所得税法上の扶養親族で、年齢 70 歳以上の方	1 人につき 10 万円
特定扶養親族控除	所得税法上の扶養親族で、年齢 16 歳以上 23 歳未満の方 (配偶者を除く。)	1 人につき 25 万円

(注) 控除内容の確認のため、健康保険証、学生証のコピーなどの添付書類を求める場合があります。

氏名

所得の種類・金額		控除の種類・金額		課税標準額の種類・金額	
(給与収入)	¥3,182,590	社会保険料控除	¥447,416	課税総所得	¥1,233,000
給与所得	¥2,046,000	生命保険料控除	¥35,000	*** 以下余白 ***	
総所得金額	¥2,046,000	基礎控除	¥330,000		
*** 以下余白 ***		所得控除計	¥812,416		
		*** 以下余白 ***			

所得金額

税 額 控 除 等			控除対象配偶者		扶 養 人 数			扶養障害人数			本 人 該 当						
・人的控除差調整額（市）：	¥ 1, 5 0 0	¥ 1, 0 0 0	控	配	無	特 定	老 年 内同居	其 他	特 別 内同居	他 障	障 害 特 別 他	未 成 年 者	老 年 者	勤 労 学 生	寡 婦 一 般	寡 婦 特 別	
・人的控除差調整額（県）：			—	—	*	0人	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—	—	—
** 以下余白 **																	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

所得	給与収入	5755202	主たる給与と 主たる台算分 所得区分	営農	業	事	動	子	当	与	給	配	時	控除
	給与所得	4061600		業	事	動	子	当	与	給	配	時	控除	
	その他の所得計	0												
				総所得金額①		4061600								
所得 控除	雑損													
	医療費			障・老・寡・勤										
	社会保険料	547664		配偶者										
	小規模企業共済			配偶者特別										
	生命保険料	70000		扶養										
損害保険料			基礎											
寄附金			所得控除合計②											
				1607664										
				控除		特同老その他同特他夫未成年者有								
				配定老人		特同老その他同特他夫未成年者有								
				2										
				扶養親族該当区分		本人該当区分								
				繰上損失		繰上損失								

令和 6 年分 給与所得の源泉徴収票

支 払 を 受 け る 者	住 所 又 は 居 所	(受給者番号)									
		(役職名)									
		氏 名	(フリガナ)								
種 別		支 払 金 額		給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額		源 泉 徴 収 税 額			
給与・賞与		内	3,267,450	2,104,800	円	1,667,015	円	内	22,300	円	
控除対象配偶者の有無等		配 偶 者 特 別 控 除 の 額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			16歳未満 扶養親族 の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者 である 親族の数	
老 人		特 定		老 人		そ の 他		特 別		そ の 他	
有 徒 有		人 徒 人		内 人 徒 人		人 徒 人		内 人 徒 人		人 徒 人	
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額					
内 円		円		円		円					
447,155		79,860									
(摘要)											

4 県営駐車場の使用を希望される方

県営駐車場があるのは下記の団地のみです。

県営駐車場については1戸につき1台限りです。

① 申込み

使用する団地に入居許可又は同居の承認を受けて居住し、かつ、県営住宅の家賃等の滞納がなく、次の各号の条件をすべて満たしている場合に、入居者は駐車場の使用を申込みことができます。

- (1) 自家用自動車であること。
- (2) 使用者が現に所有(使用)し、又は所有(使用)しようとする自動車であること。
- (3) 自動車検査証記録事項が記載された書面の使用者の氏名又は名称の欄が名義人又は同居人であること。
- (4) 自動車の大きさは駐車場の区画内に安全に駐車でき、かつ、他の者の駐車に迷惑をかける程度のものであること。

② 注意事項

- (1) 許可を受けた自動車以外の自動車を駐車しないこと。
- (2) 駐車区画を第三者に転貸し、又はその使用权を他の者に譲渡しないこと。
- (3) 駐車場内に引火性若しくは発火性の物品又は他の者の駐車の支障となる物品を持ち込まないこと。
- (4) 駐車区画の現状を変更し、又はこれに工作物等を設置しないこと。
- (5) 駐車区画を自動車の駐車以外の用途に供しないこと。
- (6) 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼさないこと。特に交通事故の防止と騒音防止に配慮し、周辺の清掃に努めること。
- (7) 駐車場を利用しなくなる場合は、10日前までに駐車場明渡届を提出してください。
また、車庫証明を取得している場合は、最寄りの警察署に届を提出してください。

③ 提出書類

必 要 書 類
・ 県営住宅駐車場使用許可申請書及び自動車保管場所使用許可証明願 (申請書は香川県営住宅管理センターに用意しているほか、団地自治会に常備しています。)
・ 自動車検査証記録事項が記載された書面の写し (新規登録の場合は、売買契約書の写し及び車体の大きさ等が確認できる書類)

④ 駐車料について

団地名	駐車料(月額)
志 度	2,000 円
屋 島 東	2,800 円
屋 島 西	3,100 円
高松元山	1,500 円
坂出府中	2,000 円
丸亀塩屋	3,000 円
善 通 寺	2,400 円
多 度 津	2,200 円
常 磐	2,400 円

5 登録入居

① 登録入居の申込資格

次の方は、登録順に入居する登録入居の申込みをすることができます。

ただし、住宅の空き状況によっては、なかなか順番が回ってこないこともあります。順番待ちの状況など詳しいことは、お問合せください。

登 録 種 別	要 件	必 要 書 類
1 高齢者世帯	・ 60歳以上の方のみの世帯（単身不可） ・ 60歳以上の方とその配偶者または18歳未満の親族からなる世帯	登録入居申込書（31ページ）
2 障害者世帯	・ 身体障害者（1～4級）の方がいる世帯 ・ 精神障害者（1～3級）、知的障害者の方がいる世帯	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の写し 登録入居申込書（31ページ）
3 母子世帯	配偶者のない女性の方と、その扶養する20歳未満の子どもからなる世帯	福祉事務所等が発行する母子世帯証明書（30ページ） 登録入居申込書（31ページ）
4 父子世帯	配偶者のない男性の方と、その扶養する20歳未満の子どもからなる世帯	入居する方全員の戸籍謄本 登録入居申込書（31ページ）
5 小さな子どものいる世帯	義務教育修了までの子どもがいる世帯	登録入居申込書（31ページ）
6 多子世帯	18歳未満の子どもが3人以上いる世帯	登録入居申込書（31ページ）
7 配偶者からの暴力被害者（世帯）	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項による保護命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない被害者	裁判所の保護命令決定書の写し 登録入居申込書（31ページ）
	配偶者からの暴力を理由として婦人相談所等で一時保護を現に受けている方または一時保護が終了した日から起算して5年を経過していない方	婦人相談所長等の証明書 登録入居申込書（31ページ）
	配偶者からの暴力を理由として母子生活支援施設または婦人保護施設に現に入所している方または退所した日から起算して5年を経過していない方	母子生活支援施設長または婦人保護施設長の証明書 登録入居申込書（31ページ）
	配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書の交付を受けている方。	配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書 登録入居申込書（31ページ）
	県営住宅への入居に関する配偶者暴力被害申出受理確認書の交付を受けている方。	「県営住宅への入居に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」 登録入居申込書（31ページ）
8 犯罪被害者等世帯	犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等で、犯罪等により従前の住所に居住することが困難な世帯	警察当局へ犯罪等の事実を確認するための申告書類 登録入居申込書（31ページ）

② 登録入居の申込方法

登録入居は、随時申込みを受け付けています。

申込みには、県営住宅入居申込整理表（21 ページ）と①の表にある必要書類を提出してください。

登録後、順番が回ってきたら、ご連絡します。

通常、入居時期は年 4 回（一般募集受付月の翌々月の 1 日から）となります。

配偶者からの暴力被害者、犯罪被害者等の方が登録する場合は、面接が必要です。

事前に電話等でご相談ください。

③ 登録入居における注意事項

- (1) 希望の団地並びに条件にあった住宅に入居できるときには、受付順により連絡します。
- (2) 登録入居申請後、申請時と現状（住所・電話番号等）が変わった時は、必ず連絡してください。連絡がつかない場合は、次の順番の方に連絡することになります。なお、2 回連絡しても連絡がつかない場合は、登録を取り消します。
- (3) 母子世帯・父子世帯において、待機中に全ての子どもが 20 歳に達した時、または高齢者世帯、障害者世帯、小さな子どものいる世帯、多子世帯において、その世帯に該当者がいなくなった時など、登録要件を満たさなくなった場合は登録を取り消します。
- (4) 入居の順番が巡ってきた時に、入居資格が満たされていなければ、入居できません。
- (5) 入居の順番が巡ってきた時に、自己の都合で入居を辞退した場合は、次の順番の方に連絡します。2 回連続して辞退した場合は、登録を取り消します。
- (6) 期限までに入居の手続きをしない場合は、入居資格は喪失し、登録を取り消します。
- (7) 特定の住宅を指定することはできません。（但し、バリアフリー住宅は除く。）
- (8) 登録の継続期間中に一般公募に申し込みをした場合、その登録は取り消します。
- (9) 登録の継続期間中に希望の団地を変更する場合は、新たに登録入居申請が必要です。
- (10) 登録の継続期間は最長で 2 年間となります。
- (11) 令和 7 年度は、木太川西団地の登録入居を実施しません。

④ 登録入居における優先順

入居予定者の決定については、団地ごとに登録台帳の登録順とします。ただし、バリアフリー住宅や、低層階（1・2 階）の住宅については、障害者・高齢者の方を優先することがあります。また、犯罪被害者及びDV被害者の方については、生命・身体の危険性の程度によって最優先する場合があります。

6 仮当選後の入居資格本審査に必要な書類

「入居資格本審査に必要な書類」は、入居資格本審査日において入居予定者に提出していただく書類となります。申込みの段階では必要ありません。

- (1) 県営住宅入居許可申請書（23 ページ）
- (2) 申込者と同居親族全員の住民票（続柄が記載されているもの。外国籍の方は、在留資格が記載されているもの）
- (3) 所得課税証明書等・・・世帯全員分（学生・小さな子どもを除く）が必要です。
 - ・市町で発行されます。
 - ・入居する者が無収入の場合も必要です。
 - ・市町民税・県民税の特別徴収税額通知書で証明書に代えることが出来ます。
 - ・前年の所得課税証明書が発行されない時期（おおよそ 1 月～ 5 月）に書類提出をするときは、給与所得者の場合は前年の所得がわかる源泉徴収票と前々年の所得がわかる所得課税証明書（現年度所得課税証明書）、自営業者等の場合は、確定申告書（控え）と前々年の所得課税証明書が必要です。
- (4) 個人県民税に滞納がないことの証明書（申込者のみ）

市町で発行されます。現住所と申込み団地の市町の証明が必要となります。27・28 ページの証明願を市町窓口に持参してください。非課税の場合もこの証明願で発行されます。
- (5) 個人県民税を除く県税の納税証明書（申込者のみ）県税事務所、中讃税務窓口センター、各県民センターで発行されます。発行には、一部あたり 400 円の証紙が必要です。
※中讃税務窓口センター及びその周辺には香川県収入証紙売りさばき所がないため、あらかじめ証紙を購入しておく必要があります。
詳しくは、県税事務所（087-806-0306）へお問い合わせください。
発行には本人確認のための身分証明書、印鑑が必要です。
- (6) 県営住宅の留意事項について（24 ページ）
- (7) 香川県営住宅連帯保証人確認書（25 ページ）

【上記 (1) ～ (7) の書類のほか次のいずれかに該当する方に提出していただく書類】

- (8) 失業中の方
 - ・雇用保険受給資格者証（写し）、離職票（写し）、退職証明書のうち、いずれか。
- (9) 本年になってから中途就職された方
 - ・給与明細書（29 ページ）
- (10) 生活保護を受けている方
 - ・生活保護受給証明書
- (11) 婚約中の方
 - ・誓約書（該当する方には、別途様式を送付します。）
入居指定日から 2 か月以内に住民票（続柄が夫または妻と記載されたもの）が必要となります。
- (12) 地方自治体からパートナーシップ宣誓を証する書面等の交付を受けた方
 - ・パートナーシップ宣誓を証する書面等の写し
- (13) 裁量階層世帯の方
 - ・裁量階層世帯であることを証する書類
- (14) 配偶者のいない方（子どもを除く）
 - ・戸籍謄本等、配偶者のいないことを証する書類
- (15) 母子世帯・父子世帯の方
 - ・戸籍謄本又は母子世帯証明書

※上記以外に、審査のため、戸籍謄本等が必要な場合があります。

7 注意事項

① 本審査後入居手続までについて

◎ 入居仮決定後は、入居手続までに次のことを準備していただくことになります。

- (1) 敷金を現金でご用意ください。敷金は入居時の家賃の3か月分です。
- (2) 申込者本人の印鑑証明書が必要です。(実印の押印)
- (3) 原則として県内に居住するか県内に勤務しており、独立して生計を営んでいる連帯保証人が1名必要です。(連帯保証人の実印、印鑑証明書が必要です。)

ただし、県内に居住又は勤務している方を連帯保証人とすることができない場合は、申込者の3親等内の親族に限り、県外に居住・勤務している方でも連帯保証人となることができます。この場合、3親等内の親族であることを確認できる書類(戸籍謄本等)が必要です。事前にご相談ください。

また、本人の努力にもかかわらず、上記の連帯保証人を準備出来ない方で、香川県社会福祉協議会等からの支援を受けている方など、一定の要件を満たした方については、連帯保証人を免除できる場合がありますので、ご相談ください。

家賃などを滞納した場合、入居者本人に対して督促しますが、本人が履行しない場合は、連帯保証人に対して県営住宅家賃等完納指導依頼書を送付します。また、連帯保証人に対しても極度額の範囲内で未納分の納付を請求することがあります。

県外居住者で県内に勤務している方は、在職証明書が必要です。(必要な方はお申し出ください)

- (4) 家賃は口座振替で納入していただきます。手続は入居説明会で説明します。

(毎月27日が振替日)

- (5) 電気、ガス、水道は各人が申し込んでください。(各申込先については、別冊の「香川県営住宅住まいのしおり」をお渡ししますので、ご参照ください。)
- (6) 暴力団員の方は、入居できません。同居・承継等もできません。入居前に暴力団員ではない旨の誓約をしなければなりません。警察との協力で暴力団員であることが判明したときは明渡請求事由に該当します。

◎ 手続が遅れますと、失格となります。

② 一般県営住宅、準特定優良賃貸住宅入居者の翌年度以降の手続について

- (1) 翌年度(令和8年度)以降の家賃について

翌年度(令和8年度)以降の家賃は、所得に応じて、また各年度の家賃算定に適用される各種係数により、毎年見直されます。

- (2) 収入申告(収入申告書の提出)について

翌年度からの家賃決定のために毎年収入申告をしていただきます。収入申告がない場合は、近傍同種の住宅の家賃(民間並みの家賃)となりますのでご注意ください。

- (3) その他

入居中は、収入申告以外にも様々な手続き義務が生じます。公営住宅関係法令に違反した者は、住宅を明け渡さなければなりません。

③ 車庫証明について

- (1) 以下の10団地では、車庫証明に必要な自動車保管場所使用承諾証明書は発行できませんのでご注意ください。

屋島、松島、木太コーポラス、札幌、勅使、一宮、上天神、天神前、昭和、丸亀城東団地

- (4) 県営住宅では、犬・猫・鶏その他ペットを飼うことができません。入居前にペットを飼育しない旨の誓約をしなければなりません。入居後、ペットを飼育することにより、近所に迷惑をかけるなどした場合は、県営住宅を明け渡していただくことがあります。

該当する口欄にレ印を記入して自己で資格を確認してください。10箇所口欄すべてに該当しなければ申込みはできません。ただし、単身入居条件に該当する者は最上段が空欄となります。

記入例

県営住宅入居申込整理票

※裏面（22ページ）も必ず記入して下さい。

香川県知事 殿

申込者の確認欄

令和7年6月5日

- ☒ 一般入居用（抽選のみ）
☐ 抽選後落選の場合登録する。
（登録できる世帯のみ）
☐ 登録入居（登録できる世帯のみ）

- ☒ 申込者が成人であり、同居しようとする親族がいる。
☒ 世帯収入が基準内である。
☒ 住宅に困っている。（裏面に詳細記入）
☒ 申込者に県税の滞納がない。
☒ 連帯保証人を立てることができる。
☒ 持家（申込者本人名義又は同居しようとする者名義のもの）がない。
☒ 香川県内の公営住宅等に住んでいない。
☒ 申込者及び同居しようとする親族が県営住宅の家賃・駐車場使用料・退去修繕費・損害賠償金を滞納していない。
☒ 申込者及び同居しようとする親族が県営住宅の家賃等に滞納がある者と、その未払となっている期間に配偶者として同居していた事実はない。
☒ 申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でない。

該当するいずれか一つの口欄にレ印を記入してください。
登録できる世帯とは16ページの高齢者や障害者世帯等です。
登録はこの整理票と31ページの登録入居申込書が必要です。

県営住宅募集一覧から申込む住宅名、棟、号を記入してください。
*記入されていない場合は、失格になります。

申込住宅	住宅名	棟・号
	植松 団地	○ 棟 × 号

申込者又は同居しようとする親族が暴力団員であるときは、入居の決定がなされなくても、又は入居の決定を取り消されても異議がないことを誓約します。

暴力団員であるか否かの確認のため警察本部へ照会がなされることに同意します。

申込者	住所	〒760-0017 高松市番町四丁目		電話 番号	携帯 (090)XXXX-△△△△
	ふりがな	か がわ た ろう			(087)△△△-XXXX
	氏名	香 川 太 郎			自宅・勤務先・その他 ()

確実に郵便が届く住所・氏名を記入してください。
*記入されていない場合は、失格になります。
確実に連絡がとれる電話番号を記入してください。
*連絡がとれない場合は、失格になります。

		ふりがな 氏 名	続 柄	年 齢	生年月日	障 害	その他
世帯構成	申込者	か がわ た ろう 香 川 太 郎	本人 (申込者)	37	大・昭・平・令 63年 4 月 10 日	☐ 普障 ☐ 特障	☐ ひとり親 ☐ 寡婦
	同居しようとする親族	か がわ はな こ 香 川 花 子	妻	36	大・昭・平・令 63年 7 月 10 日	☐ 普障 ☐ 特障	☐ ひとり親 ☐ 寡婦
		か がわ いち ろう 香 川 一 郎	子	7	大・昭・平・令 29年 10 月 10 日	☐ 普障 ☐ 特障	☐ ひとり親 ☐ 寡婦
		入居しようとする親族全員を記入してください。 *下記の単身申込に該当しない方については、 記入されていない場合は、失格になります。			大・昭・平・令 年 月 日	☐ 普障 ☐ 特障	☐ ひとり親 ☐ 寡婦
		該当する方のみ該当する口欄にレ印を記入、 又は○印で囲んでください。 *単身申込・裁量階層世帯については、 1人、2人を各欄で記入してください。			大・昭・平・令 年 月 日	☐ 普障 ☐ 特障	☐ ひとり親 ☐ 寡婦

入居しようとする親族全員を記入してください。
*下記の単身申込に該当しない方については、
記入されていない場合は、失格になります。

該当する方のみ該当する口欄にレ印を記入、
又は○印で囲んでください。
*単身申込・裁量階層世帯については、
11ページを参照してください。

単身申込	☐ 30歳以上 ☐ 障害者 ☐ 戦傷病者 ☐ 原爆被爆者 ☐ 生活保護受給者等
	☐ 引揚者 ☐ ハンセン病 ☐ 配偶者等からの暴力被害者 ☐ 犯罪被害者等
	☐ 香川おもいやりネットワーク事業参画法人から支援を受けている者

裁量階層世帯	1 60歳以上の世帯又は60歳以上及び18歳未満の世帯 2 障害者世帯
	3 戦傷病者世帯 4 原爆被爆者世帯 5 引揚者世帯 6 ハンセン病世帯
	⑦ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が属する世帯

- 備考
- 該当する項目の口欄にレ印を記入し、又は該当する項目に○を付けてください。
 - 太枠内に記入漏れがないことを確認してください。記入されていない場合は受付はできません。また記載内容が事実と異なる場合は、入居予定者に決定されても入居することはできません。
 - その他の欄は、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号へに規定する「寡婦」又は同号トに規定する「ひとり親」に該当する場合、該当する項目の口欄にレ印を記入してください。
 - 裁量階層世帯に該当するとして○を付けた方が入居予定者に決定された場合で入居の審査の際にこれに該当しないと認められたときは、一般世帯扱いとなります。

県営住宅入居申込整理票

香川県知事 殿

申込者の確認欄

年 月 日

- ☐ 一般入居用（抽選のみ）
☐ 抽選後落選の場合登録する。
 （登録できる世帯のみ）
☐ 登録入居（登録できる世帯のみ）

- ☐ 申込者が成人であり、同居しようとする親族がいる。
☐ 世帯収入が基準内である。
☐ 住宅に困っている。（裏面に詳細記入）
☐ 申込者に県税の滞納がない。
☐ 連帯保証人を立てることができる。
☐ 持家（申込者本人名義又は同居しようとする者名義のもの）がない。
☐ 香川県内の公営住宅等に住んでいない。
☐ 申込者及び同居しようとする親族が県営住宅の家賃・駐車場使用料・退去修繕費・損害賠償金を滞納していない。
☐ 申込者及び同居しようとする親族が県営住宅の家賃等に滞納がある者と、その未払となっている期間に配偶者として同居していた事実はない。
☐ 申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でない。

申込住宅	住 宅 名	棟・号	住宅分類
	団地	棟 号	

申込者又は同居しようとする親族が暴力団員であるときは、入居の決定がなされなくても、又は入居の決定を取り消されても異議がないことを誓約します。

暴力団員であるか否かの確認のため警察本部へ照会がなされることに同意します。

申込者	住 所	〒□□□□ー□□□□		
	ふりがな		電話	携帯（ ）ー
	氏 名		番号	（ ）ー 自宅・勤務先・その他（ ）

		ふりがな 氏 名	続 柄	年 齢	生年月日	障 害	その他
世帯構成	申込者		本人 (申込者)		大・昭・平・令 年 月 日	☐ 普障 ☐ 特障	☐ ひとり親 ☐ 寡婦
	同居しようとする親族				大・昭・平・令 年 月 日	☐ 普障 ☐ 特障	☐ ひとり親 ☐ 寡婦
					大・昭・平・令 年 月 日	☐ 普障 ☐ 特障	☐ ひとり親 ☐ 寡婦
					大・昭・平・令 年 月 日	☐ 普障 ☐ 特障	☐ ひとり親 ☐ 寡婦
					大・昭・平・令 年 月 日	☐ 普障 ☐ 特障	☐ ひとり親 ☐ 寡婦
					大・昭・平・令 年 月 日	☐ 普障 ☐ 特障	☐ ひとり親 ☐ 寡婦
					大・昭・平・令 年 月 日	☐ 普障 ☐ 特障	☐ ひとり親 ☐ 寡婦

単身申込	☐ 30歳以上 ☐ 障害者 ☐ 戦傷病者 ☐ 原爆被爆者 ☐ 生活保護受給者等 ☐ 引揚者 ☐ ハンセン病 ☐ 配偶者等からの暴力被害者 ☐ 犯罪被害者等 ☐ 香川おもいやりネットワーク事業参画法人から支援を受けている者
------	--

裁量階層世帯	1 60歳以上の世帯かつ60歳以上又は18歳未満の世帯 2 障害者世帯 3 戦傷病者世帯 4 原爆被爆者世帯 5 引揚者世帯 6 ハンセン病世帯 7 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が属する世帯
--------	--

- 備考 1 該当する項目の□にレ印を記入し、又は該当する項目に○を付けてください。
 2 太枠内に記入漏れがないことを確認してください。記入されていない場合は受付はできません。また記載内容が事実と異なる場合は、入居予定者に決定されても入居することはできません。
 3 その他の欄は、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号へに規定する「寡婦」又は同号トに規定する「ひとり親」に該当する場合、該当する項目の□にレ印を記入してください。
 4 裁量階層世帯に該当するとして○を付けた方が入居予定者に決定された場合で入居の審査の際にこれに該当しないと認められたときは、一般世帯扱いとなります。

住宅困窮状況等

- 1 県営住宅の申込みの理由（住宅困窮状況）は何ですか。（複数回答可）
あてはまる記号を○で囲み、オに該当するときは〔 〕に申込みの理由を記入してください。

- ア 他の世帯との同居により著しく生活上の不便を来している。
イ 同居を必然とする親族（夫婦及び未成年の子）と別居している。
ウ 収入と比べて、著しく高額な家賃を支払っている。
エ 正当な事由により、家主などから住宅の明渡しを求められているが立ち退き先がない。
オ その他

〔 〕

- 2 現在住んでいる住宅の種類はどれですか。

- ア 持家（所有者氏名 〃 ）（申込者との続柄 〃 ）
（処分する場合はその理由 〃 ）
イ 民間借家アパート（契約者氏名 〃 ）（申込者との続柄 〃 ）
（月額家賃 〃 ）
退去を求められている場合はその理由

〔 〕

- ウ その他（住宅名 〃 ）
（契約者氏名 〃 ）（申込者との続柄 〃 ）
（月額家賃 〃 ）

登録入居について

表面で「抽選後落選の場合登録する」又は「登録入居」に☐をした方は、次の該当する項目に○を付けてください。

- 1 60歳以上の親族で構成される世帯
- 2 60歳以上の方及びその配偶者又は18歳未満の親族で構成される世帯
- 3 障害のある方がいる世帯
- 4 母子世帯
- 5 父子世帯
- 6 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもがいる世帯
- 7 18歳未満の子どもが3人以上いる世帯
- 8 配偶者等からの暴力被害者（世帯）
- 9 犯罪被害者等の世帯（配偶者等からの暴力被害者（世帯）を除く。）
- 10 社会福祉協議会支援世帯

*上記の世帯に該当する方は、登録順に入居する登録入居に随時申込みことができます。

*すぐに登録される方は表面の「登録入居」だけにレ印を、一般入居の抽選で落選した場合に登録される方は「抽選後落選の場合登録する」だけにレ印をしてください。登録すると次回以降の抽選には参加できません。参加した場合はその登録を抹消します。抽選か登録のどちらか一方の選択となります。

*登録入居は団地を指定できますが、棟や部屋番号は指定できません。団地によっては、1年以上順番を待っている方がいます。

*申込みされた内容をもとに入居資格の本審査を行います。その内容や資格を証明する書類を別途提出してもらうこともあります。その時点の審査の結果、入居資格が認められない場合があります。

*入居手続きの内容に虚偽があったことが判明したときは、当該県営住宅の入居の許可を取消し、明渡しを請求します。

*登録入居を申込まれる方は「登録入居申込書」31 ページも同時に提出してください。

県営住宅入居許可申請書（一般・準特優賃・特別・特公賃）

香川県知事 殿

〒

年 月 日

☐ 一般入居

☐ 登録入居

申請者 住所

（電話番号

）

氏名

次のとおり、誓約及び同意の上、県営住宅に入居したいので申請します。
申請者又は同居しようとする親族が暴力団員であるときは、入居の許可がなされなくても、又は入居の許可を取り消されても異議がないことを誓約します。
暴力団員であるか否かの確認のため警察本部へ照会がなされることに同意します。

勤務先 (連絡先)	名 称		電話番号				入居希望住宅		職業	所得金額 (年間)
	所在地	〒					県営住宅	団地		
	ふりがな	続柄	年 齢	生年月日				扶 養	障 害	そ の 他
	氏 名			年 号	年	月	日			
		本人	大昭平令					同居別扶老扶特定	普障特障	ひとり親寡婦
			大昭平令					同居別扶老扶特定	普障特障	ひとり親寡婦
			大昭平令					同居別扶老扶特定	普障特障	ひとり親寡婦
			大昭平令					同居別扶老扶特定	普障特障	ひとり親寡婦
			大昭平令					同居別扶老扶特定	普障特障	ひとり親寡婦
			大昭平令					同居別扶老扶特定	普障特障	ひとり親寡婦
世帯人数	人	合計								

- 備考 1 その他の欄は、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第1条第3号へに規定する「寡婦」又は同号トに規定する「ひとり親」に該当する場合に○を付けてください。
2 太枠内は、記入しないでください。
3 申請者との続柄を証明することができる書類(続柄が記載された住民票等)を添付してください。
4 所得を証明することができる書類(所得証明書等)を添付してください。
5 県税に滞納がないことを証する書類(県及び市町が発行する納税証明書)を添付してください。
6 別居扶養親族がいる場合は、その方の被保険者証(健康保険証)を持参してください。
7 障害者控除を受ける場合は、障害者手帳(写し)を添付してください。

認定額	親族	基礎	特定扶養	老扶老配	寡婦	ひとり親	普通障害	特別障害	控除額合計	所得金額合計	差引所得金額	基本月収額
	38万×人	10万×人	25万×人	10万×人	27万×人	35万×人	27万×人	40万×人				÷12
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円				
	一及般 進 準 特 優 賃 宅	1	0～104,000				特別 県 営 住 宅	487,000 円 以下	特 公 賃	158,000～259,000		
		2	104,001～123,000							259,001～350,000		
		3	123,001～139,000							350,001～487,000		
		4	139,001～158,000									
	家賃		円						入力済確認欄			

県営住宅の留意事項について

香川県土木部住宅課

今回、あなたがお申込みになりました住宅につきまして、次のとおり、お知らせします。

①内部仕様

- ・前入居者の方が退去した際、畳、ふすま等につきましては、一部修繕してあります。
- ・その他の部分につきましては掃除程度となっております。
- ・この条件による入居となり、これ以上の修繕はしませんので、内容を十分ご了承いただきましてお申込みください。

②住宅変更

- ・入居の契約は住宅単位で行っており、入居後の住宅変更はできません。

③住宅の構造等

- ・現状の構造、仕様による入居となり、入居者からの改造の要請があっても、県はそれに応じることができません。

④連絡先

- ・入居決定後、入居者は入居した住宅の電話番号が決まった時点で、必ず連絡してください。

⑤ペットは飼えません。

- ・犬、猫、鶏その他ペットは飼えないことに留意して下さい。

記

上記の条件を承認のうえ、入居許可申請をします。

1 申达年月日 年 月 日

2 申 込 者 住 所

氏 名

印

※この書類は仮当選後の提出となります。

※氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

香川県営住宅連帯保証人確認書

連帯保証人の方へ

連帯保証人についての制度（下記参照）をご理解のうえ、香川県営住宅使用料（家賃）、駐車場使用料、退去修繕費、明渡訴訟にかかる損害賠償金の支払いについては、県営住宅入居名義人の方への支払いのご指導、ご協力をお願いします。万一、入居名義人の方が県営住宅使用料等を滞納したとき、又は支払いができなくなった場合は、連帯保証人の方へ支払い請求させていただきます。ご自宅へ連絡することもありますので、連帯保証時には配偶者のご了解も得ておいてください。（入居期間が長期間となる場合は、入居開始から十数年経過後に連帯保証人へ請求することもあります。）

県営住宅使用料等請求の流れ

納期限までに納付されない場合は、入居名義人に督促状を送付します。督促状を送付してもなお納付がない場合、文書等による催告を行うとともに、連帯保証人に納付指導依頼を送付します。また、滞納額が高額になった場合には、明渡しを請求し、それでも、支払いもしくは明渡しがなされない場合、明渡訴訟を行い、強制執行の手続きを行うことがあります。

県営住宅使用料等を滞納したまま退去した場合は、入居名義人に催告を行うとともに、連帯保証人に請求します。さらに、滞納状況によっては強制執行の手続きを行うことがあります。

連帯保証債務の範囲

県営住宅使用料、駐車場使用料、退去修繕費、延滞金、損害賠償金が連帯保証の対象となります。

（※退去修繕費は納期限までに納付がなかった場合、納期限の翌日から年３％の延滞金が発生します。）

連帯保証人とは

連帯保証人は、債務者本人（入居名義人）と同一内容の責任があります。債権者（県）は、いつでも、どちらに対しても、支払いを請求することができ、連帯保証人が複数いる場合でも、各人が返済する責任が生じます。

※債務者本人（入居名義人）の方がきちんと返済を行っている場合は、連帯保証人に対し支払いを求めることはありません。

Q & A

Q 1：保証人と連帯保証人は違うのですか？

A 1：「保証人」は次の権利が認められていますが、「連帯保証人」には認められていません。

①催告の抗弁権（民法第４５２条）

「自分より先に債務者本人に請求してくれ」と求めることができる権利。

②検索の抗弁権（民法第453条）

保証人が、債務者本人の財産に返済資力があることを証明することでその責任を免れることができる権利。

③分別の利益（民法第465条）

保証人が複数いる場合、債務を平等に分割した額の範囲しか責任を負わない。

Q 2：連帯保証人が支払いをした場合、債務者本人へ請求できますか。

A 2：債務者本人に請求する権利（求償権）があります。

Q 3：連帯保証人が死亡した場合、どうなりますか。

A 3：債務は相続人に相続されます。相続人の方は速やかに入居名義人に連絡し、住宅課へ届け出てください。相続放棄をした方は、その事実を確認できる書類の提出が必要です。（ご家族の方が、あなたが連帯保証人になっていたことを知らないまま債務を相続することを防ぐため、ご家族の方へ説明しておくことをお勧めします。）

☐ 問い合わせ先

香川県土木部住宅課 087-832-3586

県営住宅入居名義人_____の下記連帯保証人に、香川県営住宅連帯保証人確認書の説明文書を交付し、その内容について説明し、理解の上、了解を得ました。

また、そのことについて、連帯保証人に直接連絡し、確認することを了承します。

連帯保証人の住所や氏名を変更した場合は、変更の届出を行います。

年 月 日

<連帯保証人>

氏名 _____ (_____ 年 _____ 月 _____ 日生)

住所 _____ TEL _____

職業（勤務先） _____ TEL _____

年 月 日

市町長 殿

申 請 者 : 住所
(県住申込者)
: 氏名

証 明 願

県営住宅入居資格審査のため、個人住民税について、滞納がないことを証明願います。

.....

第 号

上記の者には、 年 月 日までに納期限の到来している個人住民税について、滞納がないことを証明します。

年 月 日

市町長

.....

<備考>

県営住宅入居許可申請書に添付する市町が発行する県税に滞納がない証明書の取得方法

- 1 賦課期日（1月1日）現在の申請者の住民登録地市町にて証明を受けてください。
- 2 この証明願を窓口で2部（市町保管用・本人交付用）持参してください。
- 3 申請時に申請者の押印が必要な市町においては、氏名の右側に押印して下さい。
- 4 この内容の証明を市町による様式にて証明する場合があります。
- 5 代理人が申請する場合は、市町所定の委任状が必要です。
- 6 証明を受けるには、市町所定の手数料が必要です。

年 月 日

市町長 殿

申 請 者 : 住所
(県住申込者)
: 氏名

証 明 願

県営住宅入居資格審査のため、個人住民税について、滞納がないことを証明願います。

.....

第 号

上記の者には、 年 月 日までに納期限の到来している個人住民税について、滞納がないことを証明します。

年 月 日

市町長

.....

<備考>

県営住宅入居許可申請書に添付する市町が発行する県税に滞納がない証明書の取得方法

- 1 賦課期日（1月1日）現在の申請者の住民登録地市町にて証明を受けてください。
- 2 この証明願を窓口で2部（市町保管用・本人交付用）持参してください。
- 3 申請時に申請者の押印が必要な市町においては、氏名の右側に押印して下さい。
- 4 この内容の証明を市町による様式にて証明する場合があります。
- 5 代理人が申請する場合は、市町所定の委任状が必要です。
- 6 証明を受けるには、市町所定の手数料が必要です。

給 与 明 細 書

(本年中に就職した方)

当社員 に対する給与支払額は下記のとおりです。
記

採用年月日 年 月 日 年 月 日生

支給月		本 俸	手 当 (※ 通勤手当除く)	賞与	その他	計
年	月	円	円	円	円	円
〃	1					
〃	2					
〃	3					
〃	4					
〃	5					
〃	6					
〃	7					
〃	8					
〃	9					
〃	10					
〃	11					
〃	12					
計						

年 月 日

会社所在地

会 社 名

代 表 者 名

印

母子世帯証明書

申込者 住 所

氏 名

上記の者は次のとおりであることを証明します。

年 月 日

福祉事務所又は町村長 住 所

氏 名

記

夫（内縁の夫又は婚約者を含む）のない女子で、20歳未満の児童を扶養している者

登録入居申込書

- (1) 希望の団地並びに条件にあった住宅に入居できるときには、受付順により連絡します。
- (2) 登録入居申請後、申請時と現状（住所・電話番号等）が変わった時は、必ず連絡してください。連絡がつかない場合は、次の順番の方に連絡することになります。なお、2回連絡しても連絡がつかない場合は、登録を取り消します。
- (3) 母子世帯・父子世帯において、待機中に全ての子どもが20歳に達した時、または高齢者世帯、障害者世帯、小さな子どものいる世帯、多子世帯において、その世帯に該当者がいなくなった時など、登録要件を満たさなくなった場合は登録を取り消します。
- (4) 入居の順番が巡ってきた時に、入居資格が満たされていなければ、入居できません。
- (5) 入居の順番が巡ってきた時に、自己の都合で入居を辞退した場合は、次の順番の方に連絡します。2回連続して辞退した場合は、登録を取り消します。
- (6) 期限までに入居の手続きをしない場合は、入居資格は喪失し、登録を取り消します。
- (7) 特定の住宅を指定することはできません。（但し、バリアフリー住宅は除く。）
- (8) 登録の継続期間中に一般公募に申し込みをした場合、その登録は取り消します。
- (9) 登録の継続期間中に希望の団地を変更する場合は、新たに登録入居申請が必要です。
- (10) 登録の継続期間は最長で2年間となります。

記

以上のことを承知のうえ、県営住宅入居申込整理票を添えて登録入居を申し込みます。

申达年月日 年 月 日

申 込 者 住 所

氏 名

連絡先

希望団地

寸地

香川県土木部住宅課長 殿

個人番号届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所

(電話番号)

氏名

県営住宅の管理に関する事務に係る個人情報について、次のとおり氏名及び個人番号を届け出ます。

ふ 氏	り が	な 名	続柄	個 人 番 号										
			本人											

- 備考 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条の規定により、個人番号の提供の際は、本人確認に必要な書類を提示し、又はその写しを添付してください。
- 2 個人番号を届け出た方で、知事が個人番号を通じて地方税関係情報を取得することに同意する方は、裏面の同意書に署名してください。
- 3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

同意書

次の者は、知事が香川県営住宅条例に基づく事務を処理する場合に限り、個人番号を通じて地方税関係情報を取得することに同意します。

同意者	申請者との続柄	
	氏 名	
同意者	申請者との続柄	
	氏 名	
同意者	申請者との続柄	
	氏 名	
同意者	申請者との続柄	
	氏 名	
同意者	申請者との続柄	
	氏 名	
同意者	申請者との続柄	
	氏 名	

- 備考
- 1 同意する者が自ら署名すること。
 - 2 代理人が同意書に署名する場合は、本人から委任状を併せて提出すること。
 - 3 同意が必要な者の数が署名欄より多い場合は、欄外に記入すること。

郵便はがき

--	--	--	--	--	--	--

切手
を
貼
っ
て
く
だ
さ
い。

.....

.....

.....様

* 郵便が確実に届く「住所」「氏名」を記入してください。

〒760－8570

高松市番町四丁目1番10号 県庁東館

香川県営住宅管理センター

香川県営住宅指定管理者

あなぶき公営住宅コンソーシアム

087－832－3587・3588

令和 年 月 日

郵便はがき

--	--	--	--	--	--	--

切手
を
貼
っ
て
く
だ
さ
い。

.....

.....

.....様

* 郵便が確実に届く「住所」「氏名」を記入してください。

〒760－8570

高松市番町四丁目1番10号 県庁東館

香川県営住宅管理センター

香川県営住宅指定管理者

あなぶき公営住宅コンソーシアム

087－832－3587・3588

令和 年 月 日

県営住宅抽選番号通知書

先に申込みをされました県営住宅の入居候補順位決定抽選会を次のとおり行います。

●とき 令和 年 月 日

午後 1 時30分

●会場

申込住宅	部屋番号	抽選番号
	棟 号	

●結果発表：当日会場で発表するとともに、後日、
はがきで通知します。

- ・なお、この抽選は、仮当選者を選ぶものであり、その後入居資格本審査を行い、入居者を確定します。その場合、資格がない場合は、失格となります。
- ・出席の有無は問いません。
(欠席された場合でも失格にはなりません。)
- ・出席される場合は、1 申込住宅につき 1 名のみの入室となります。なお、出席される方はマスクをご自身でご準備ください。
- ・電話での問合せは、お断りします。

県営住宅抽選結果通知書

住宅名	部屋番号
	棟 号

抽選結果		
仮当選	〔 補欠 番 〕	落 選

お 問 い 合 せ は

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
香川県庁東館7階

指定管理者／あなぶき公営住宅コンソーシアム

香川県営住宅管理センター

ダイヤルイン (087) 832-3587
(087) 832-3588

F A X (087) 862-7362

